

30 福保医安第 115 号
平成 30 年 5 月 10 日

都内の病院開設者 様

東京都福祉保健局医療政策部長
(公印省略)

平成 30 年度の病院及び診療所への病床配分について

平素より都の医療行政の推進について御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
平成 30 年度の一般病床及び療養病床の配分は、平成 28 年 7 月に策定した地域医療構想に基づき、下記のとおり行います。

なお、東京都福祉保健局ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>)にも本件に関する情報を掲載しております。

記

1 対象の病床

医療法第 7 条第 2 項の規定に定める「療養病床」及び「一般病床」

2 病床配分の対象（平成 30 年 4 月 1 日現在）

二次保健医療圏	構成区市町村	配分数（概算）
区 南 部	品川区、大田区	43 床
区 西 北 部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	475 床
区 東 北 部	荒川区、足立区、葛飾区	570 床
区 東 部	墨田区、江東区、江戸川区	652 床
南 多 摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	816 床
北 多 摩 北 部	小平市、東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市	87 床
島 し よ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	169 床

配分数（概算）は、基準病床数と既存病床数との差。実際の配分は、毎年 9 月の調査結果を反映した補正值を用いるため、配分数が変わることがある。

3 事前相談の資格

以下のいずれかに該当するとともに、平成 32 年 3 月末までに病院等の開設許可（変更許可）を申請できる者

ア 病院の開設又は病院の病床数の増加を予定する者

イ 診療所の病床の設置又は診療所の病床数の増加を予定する者

4 事前相談計画書の提出期限

平成 30 年 9 月 28 日（金）

原則として、9 月 7 日（金）までに、事前打ち合わせを終え、医務担当から事前相談計画書案の内容確認を受けてください。（要予約）

5 病床配分までの流れ

平成 30 年 9 月 7 日（金）まで	事前相談計画書（案）の確認
平成 30 年 9 月 28 日（金）まで	事前相談計画書の提出期限＜必着＞
平成 30 年 11 月から平成 31 年 1 月まで	地域医療構想調整会議での協議
※ 整備する病床数が一定数以上の者に地域医療構想調整会議での説明を求めます。	
平成 31 年 3 月（予定）	東京都医療審議会へ報告
平成 31 年 3 月末（予定）	申出者へ結果通知

6 平成 30 年度からの主な変更点

(1) 病床配分は各年度 1 回

原則として各年度 3 月末（予定）に 1 回病床を配分します。（従前は年 2 回）

(2) 地域医療構想調整会議で協議

新たに整備される病床が担う予定の医療機能と、当該二次保健医療圏において将来の病床の必要量との関連などについて、地域医療構想調整会議で協議します。一定数以上の病床配分を希望する者は地域医療構想調整会議で病床の整備計画等について説明して頂きます。

(3) 病床配分に係る決定通知の有効期間を延長

病床配分に係る決定通知には有効期間が設けられ、この期間内に病院等の開設許可（変更許可）の申請を行っていただくこととしております。この期間を通知後 1 年に延長します。（従前は通知後 6 か月）

※ 届出による診療所の病床設置（特例措置）に係る病床配分は、各年度 1 回に変更しました。診療所病床設置等計画書案の提出期限は、上記の「5 病床配分までの流れ」と同様、9 月 28 日（金）となります。詳細については下記担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課 医務担当

電話 03-5320-4431（直通）